

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 世田谷第2・2・75号北烏山えのき公園

2 理由

「世田谷区都市整備方針」第一部「都市整備の基本方針」（平成26年4月）の将来目標を実現するためのテーマ別方針「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」においては、公園や緑地は計画的な整備により適正な配置と面積を確保することとしている。また、第二部「地域整備方針」（令和7年7月）の烏山地域のアクションエリアの方針においては、北烏山九丁目地区は、地区街づくり計画に基づき、公園の整備を進めみどり豊かな住環境のある街づくりを進めることとしている。

「世田谷区みどりの基本計画」（平成30年3月）においては、公園緑地の配置・整備の考え方のひとつとして、街づくり事業と連携して公園緑地の充実に努めることとしている。

世田谷区の北西部に位置する本計画地は開園済みの北烏山えのき公園に隣接する土地であり、「北烏山九丁目地区地区街づくり計画」（平成8年5月）において、街づくり施設の公園に位置づけられている。また、隣接する公園区域内にはエノキの大木があり、公園施設も充実していることから、地域住民に親しまれている。既存の都市計画公園区域内のみどりと一体的な整備を行うことで、地域における貴重なみどりの拠点としての活用が期待できる。

こうしたことから市街地におけるみどりを一層充実させ、地域の貴重なみどりの拠点を確保するため、北烏山えのき公園の北側に隣接する世田谷区北烏山九丁目地内における約0.05ヘクタールの区域について北烏山えのき公園の区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである。